

【整理項目】の補足（基本方針P11）

⑤見直しの理由、整備の課題

ここでは、当該路線（区間）の事業の実現性が低いなどの課題について記載することが考えられる。

⑥路線の機能（市街地形成機能）

ここでは、立地適正化計画を策定している場合には、当該路線（区間）が居住誘導区域の内外かについて記載することが考えられる。

⑦道路の連続性・配置バランス

ここに記載のある「道路網」とは、都市計画道路のみに限らず、都市計画道路以外の道路も含めることが考えられる。

⑧機能を代替する路線の有無

ここに記載のある「代替する路線」とは、今後、必要となる機能を有する路線とすることが考えられる。

【必要性の評価】の補足（基本方針P11）

(P.11【必要性の評価】抜粋)

対象路線（区間）について、求められる機能（交通機能、空間機能、市街地形成機能）とその路線（区間）を廃止した場合の道路の連続性・配置バランス及び機能を代替する路線の有無を評価し、その必要性の有無を判断する。

「必要性の有無を判断する」とは、「必要性の検証」で整理した内容や、3つの整理項目（⑥路線の機能、⑦道路の連続性・配置バランス、⑧機能を代替する路線の有無）の評価結果から、「必要性なし」、「必要性あり」を総合的に判断*することができるものとする。

※3つの整理項目全てが「必要性なし」に分類されなくても、対象路線（区間）について「必要性なし」とすることが考えられる。

《総合的に判断する際の補足》

- ◆「必要性の検証」で整理した内容のうち、事業の実現性が低い道路などについては、今後も継続して長期間*の建築規制を行う必要があるかを判断材料とすることが考えられる。

※例えば、都市計画に関する計画が概ね20年後を想定（都市の将来像）して作成していることから、今後20年間、明らかに事業実施の見込みが無い場合など。

- ◆⑥「路線の機能」のうち、市街地形成機能については、居住誘導区域外は、土地利用を誘導する機能の必要性は低いと評価することが考えられる。